



メタセコイア

花みずき
m

BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士
経営コンサルタント

税理士法人
安 蒜 会 計

〒271-0046
松戸市西馬橋蔵元町93
Phone: 047 (341) 8811
Fax: 047 (341) 8080

◆ 11月の税務と労務

- 国 税** / 10月分源泉所得税の納付 11月10日
国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 11月17日
国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 12月1日
国 税 / 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 12月1日
国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合) 12月1日
国 税 / 3月決算法人の中間申告 12月1日
国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 12月1日
地方税 / 個人事業税第2期分の納付
都道府県の条例で定める日

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日 24日・振替休日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワン
ポイント

税を考える週間 税の役割や意義を理解し、納税意識を高めることを目的とした啓発活動が「税を考える週間」です。毎年この時期には各地で税に関する様々な広報イベントや講演会が開かれるほか、児童・生徒から募集した税に関する作文や書道、標語などの作品展・表彰式、税務行政への功労者に対する納税表彰なども行われます。

〈健康保険制度〉 被扶養者の認定要件変更



令和7年10月1日から、19歳以上23歳未満の被扶養者に関する認定要件（健康保険制度）が変更されました。

今回は、令和7年7月4日に厚生労働省より発せられた通知（保発0704第1号・年管発0704第1号）等に基づき認定要件の変更について解説します。

一 見直しの背景

従来の認定要件（年間収入130万円未満）は、被扶養者が就労しようとする場合において、就業時間や収入を一定範囲に抑えざるを得ないという就業調整の実態を生んでいました。

昨今、社会全体で人手不足が深刻化しており、特に若年層の就業意欲を阻害しない制度設計が求められていたところでした。

令和7年度の税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の者への「特定扶養控除の見直し」と「特定親族特別控除の創設」が行われたことを踏まえ、健康保険制度においても整合性を図り、認定要件が見直されることとなりました。

二 変更内容

「19歳以上23歳未満の認定対象者（被保険者の配偶者を除く）」は、被扶養者の認定要件のうち、年間収入の要件が「150万円未満」に引き上げられました。

従来の「130万円未満」の要件は、60歳以上または障害者等に対して「180万円未満」となる特例を除き、全年齢において共通していましたが、今回の見直しは19歳以上23歳未満の範囲に限って変更されたことに注意を要します。

三 変更後の認定要件の取扱い

「150万円未満」の要件は、具体的には次のように取り扱われます。

(1) 19歳以上23歳未満である認定対象者（以下「認定対象者」と表記）が被保険者と同一世帯の場合

① 認定対象者の年間収入が150万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満の場合は、原則として被扶養者に該当するものとされます。

② ①の条件に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が150万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入を上廻らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保

険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると思われるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えありません。

(2) 認定対象者が被保険者とは同一世帯に属していない場合
認定対象者の年間収入が、150万円未満であって、かつ、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとされます。

(3) 前記(1)および(2)により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合
その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとされます。

(4) 前記(1)から(3)の取扱いによる被扶養者の認定
通知の適用日（令和7年10月1日）後の被扶養者の認定について行うものとされます。
したがって、適用日より前に遡って申請する場合、適用日前の期間については従来要件（1

30万円未満)が適用されます。
(5) 被扶養者の認定をめぐって、
関係者間に問題が生じてい
る場合

被保険者又は関係保険者の申
し立てにより、被保険者の勤務
する事業所の所在地の地方厚生
(支)局保険主管課長が関係者
の意見を聴き適宜必要な指導を
行うものとされます。

四 認定に関するQ&A

前記の通知と併せて発せられ
た「19歳以上23歳未満の被扶養
者に係る認定に関するQ&A
について」(厚生労働省)を基に、
認定要件見直しと関連する事項
をお伝えします。

Q1 なぜ19歳以上23歳未満
の被扶養者に係る認定につ
いて年間収入の要件を変更す
るのですか。また、なぜ配偶
者は今回の変更の対象となら
ないのですか。

A1 今回の見直しは、令和
7年度税制改正において、
19歳以上23歳未満の親族等を
対象とする特定扶養控除の見
直しおよび特定親族特別控除
の創設が行われたことを受け

て、これらの税制措置との整
合性を図るため、健康保険制
度における同年齢層の被扶養
者認定要件が見直されたもの
です。

配偶者は、所得税法上、特
定扶養控除の対象とはなら
ず、別途「配偶者控除」また
は「配偶者特別控除」の適用
を受けるため、今回の健康保
険制度における見直しの対象
には含まれていません。

なお、配偶者とは、届出を
していないが、事実上婚姻関
係と同様の事情にある者を含
みます。

Q2 学生であることは要件
ではないのですか。

A2 税制改正における取扱
いと同様に、学生であるこ
との要件は求められていませ
ん。あくまでも、年齢によっ
て判定することとされていま
す。

Q3 年齢要件(19歳以上23
歳未満)については、いつ
の時点で判定するのですか。

A3 所得税法上の取扱いと
同様に、その年の12月31日
現在の年齢で判定します。し

たがって、19歳の誕生日を迎
える年から22歳の誕生日を迎
える年における年間収入要件
が「150万円未満」となり
ます。

これまでの健康保険制度に
は無かった年齢の判定方法の
ため注意を要します。

例えば、N年10月に19歳の
誕生日を迎える場合には、N
年(暦年)における年間収入
要件は「150万円未満」を
用いて判定します。

なお、健康保険法等におけ
る取扱いと同様、民法の期間
に関する規定を準用するた
め、年齢は誕生日の前日にお
いて加算することから、誕生
日が1月1日である者は12月
31日において年齢が加算され
る点に留意してください。

Q4 年間収入が150万円
未満かどうかの判定は、所
得税法上の取扱いと同様に、
過去1年間の収入で判定する
こととなるのですか。

A4 年間収入が150万円
未満かどうかの判定は、従
来と同様の年間収入の考え方
により判定することとなりま

す。具体的には、認定対象者
の過去の収入、現時点の収入
又は将来の収入の見込みなど
から、今後1年間の収入を見
込みます。

Q5 今回の取扱いを踏ま
え、被扶養者の削除の届出
の取扱いに変更はありますか。

A5 被扶養者の削除の届出
の取扱いに変更はありません。

(参考) 被扶養者の削除

被扶養者の認定後、保険者
は少なくとも年1回は被扶養
者に係る確認を行うことが望
ましいとされています。

その結果、被扶養者の要件
を満たしていないことが判明
した場合、①認定時には誤り
(瑕疵)がなく、その後の事情
により被扶養者の要件を満た
さなくなった場合には、要件
を満たさなくなった時点以降
で被扶養者を削除する届出を
提出させる、②認定時に誤り
(瑕疵)があり、当初から被扶
養者の要件を満たしていな
かった場合には、認定時に遡っ
て取消す、とされています。

IT断食の日

11月9日は「IT断食の日」です。ITツールから離れ、オフィスにいい空気を取り入れることを目的として制定され、(一社)日本記念日協会でも正式に認定されています。この「いい(11)」「空気(9)」という語呂合わせにより11月9日に制定されました。

IT断食の日を記念日として制定したのは、東京都でシステム開発などを手掛ける株式会社ドリム・アーツという会社です。今や、日本中のほとんどの人がスマホやパソコンを持ち、昼夜、そして平日・休日を問わず、SNSやインターネットを活用しながら生活しています。当然ながらビジネスの世界でもさまざまな書類やデータのやり取りやコミュニケーションをスマホやパソコンを用いて行っており、ITツールは企業の活動において必要不可欠なものになっていることが否めません。コロナ禍を経て、ITツールの導入速度はさらなる加速を続けています。

その一方で、ITツールに頼りすぎている点も問題視されています。インターネットの不具合が生じた場合、さまざまな書類やメッセージのやり取りが止まってしまいます。また、ITツールを通してコミュニケーションを取ることに慣れてしまった現代人は、対面でのコミュニケーションを躊躇してしまうケースも見逃せません。IT業界に身を置くドリム・アーツ社は、ITツールに身近に触れる立場であるからこそ、その危険性を察知し、警鐘を鳴らす目的で「IT断食の日」制定に踏み切りました。

IT断食の日には、パソコンを会議室に持ち込まずに紙で記録をとったり、一定時間IT機器をオフにした上で対話や野外イベント、読書の時間に充てるなど、さまざまな企業が取り組みを行っています。いつも見ているスマホやパソコンから離れてみるだけでも、さまざまな気づきがあるはずです。IT断食の日をきっかけに、ほんの少しだけスマホを置いてみてはいかがでしょうか。

ティースジュエリー

ティースジュエリーとは、その名の通り「歯につけるアクセサリー」のことです。イメージとしては、爪の装飾「ネイルアート」に近いかもしれません。

その種類はさまざまで、クリスタルガラスやダイヤモンド、ラインストーンなどを自身の好みに合わせて選ぶことができます。前歯につけると、会話のときや笑顔の時にジュエリーが輝き、

口元をお洒落に演出することができます。また、主張のし過ぎを避けるために、あえて奥歯につけるケースもあるようです。

ティースジュエリーを自身で取り付けることができるキットも販売されているようですが、衛生面や安全面を考えると歯医者や矯正歯科へ相談するのが良いでしょう。お洒落を健康的に楽しむためには、歯みがきの際、特にジュエリー周りのケアを念に行うことがお勧めです。

AIスーツケース

AIスーツケースは、人工知能(AI)が搭載されているスーツケース型のロボットです。視覚障がいを持つ人や歩行が難しい人、旅行者などがよりスムーズに移動できるよう開発され、大阪・関西万博で実物に触れることができる体験会が催されたことでも話題になりました。

最大の特徴は、スーツケース自身が自動で動く(自律歩行)という点です。専用アプリで設定すると目的地まで自動的に動きます。障害物を自動的に避ける機能やスピード調節ができる機能、歩行者の動きを察知して一定の距離を保ちながら追従させる機能などが搭載されたものもあります。活用方法によってはさまざまな人の移動を助けるツールになりますが、精密機器が搭載されていることから通常のスーツケースよりも重量がある点や一般的なスーツケースより収納スペースが狭い点、機内持込ができるか否かを事前に確認する点などに気をつけて利用をする必要があるでしょう。